

## 医師の働き方改革（3）～医師の社会保険～

20190316

### 1. 健康保険・厚生年金保険の加入条件（「適用事業所と被保険者」（日本年金機構）

- いわゆる「パート医師」でも当該医療機関と常用的使用関係にある場合は、被保険者となります。1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が同じ医療機関で同様の業務に従事している他の一般職員の4分の3以上である方は被保険者とされます。
- また、他の一般社員の所定労働時間および所定労働日数の4分の3未満であっても、下記の5要件を全て満たす方は、被保険者になります。
  1. 週の所定労働時間が20時間以上あること
  2. 雇用期間が1年以上見込まれること
  3. 賃金の月額が8.8万円以上であること
  4. 学生でないこと
  5. 常時501人以上の医療機関に勤めていること

### 2. 雇用保険の加入条件\_「雇用保険の加入手続はきちんとなされていますか！（厚労省）」

- 労働者を雇用する事業は、その業種、規模等を問わず、すべて適用事業であり、当然に雇用保険の適用を受け、適用事業に雇用される労働者は雇用保険の被保険者となります。
- 事業主は、雇用保険法に基づき、適用基準を満たす労働者について、事業主や労働者の意思に関係なく、被保険者となった旨をハローワークに届け出なくてはなりません。（違反には罰則があり、監督機関による告発を受ける場合があります。）
- 「パート医師」についても、次の(1)及び(2)の適用基準のいずれにも該当するときは、雇用保険の被保険者となります。
  - (1) 31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。
  - (2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

### 3. 労災保険は、原則として、常用、日雇、パート、アルバイト等、名称及び雇用形態にかかわらず、労働の対価として賃金を受けるすべての労働者が対象となります。

ご質問・相談はこちらへ [hrms-jp](http://hrms-jp) 医療人事労務マネジメント研究会  
社会保険労務士 河北 隆 [hrms@grace.ocn.ne.jp](mailto:hrms@grace.ocn.ne.jp) <https://www.hrms-jp.com/>